

税効果会計における審議事項について

現在、企業会計基準委員会（ASBJ）では、日本公認会計士協会が公表している税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）について、ASBJ への移管作業を進めています。

先般公表された企業会計基準適用指針第 26 号『繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針』や企業会計基準適用指針第 27 号『税効果会計に適用する税率に関する適用指針』は当該移管作業の一部となりますが、これら以外にも税効果関連の実務指針の移管作業を進める中で論点となっている項目があり、今回はその一部をご紹介します。

- 子会社の留保利益に係る税効果（連結税効果実務指針における定めとの整合性）

連結財務諸表上では、「子会社の留保利益等に係る将来加算一時差異については、原則として繰延税金負債を計上する。ただし、配当送金されると見込まれるもの以外の将来加算一時差異については、親会社はその投資の売却を親会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却を行う意思がない場合には、当該将来加算一時差異に対して税効果を認識しない」ことが定められています。

一方、個別財務諸表上では「事業休止等により、会社が清算するまでに将来加算一時差異を上回る損失が発生し、課税所得が発生しないことが合理的に見込まれる場合」や「組織再編に伴い受け取った子会社株式等に係る一時差異のうち一定の要件を満たすもの」に限って繰延税金負債を計上しないことを定めており、連結財務諸表と個別財務諸表で子会社の留保利益に対する税効果の記載が異なる部分が生じています。

現在の議論では、個別財務諸表上の税効果において連結財務諸表上の税効果と同様に「親会社はその投資の売却を親会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却を行う意思がない場合には、当該将来加算一時差異に対して税効果を認識しない」取り扱いを定めることが検討されています。

- 繰延税金資産および繰延税金負債の表示

現在、流動・固定（非流動）項目で分類している繰延税金資産および繰延税金負債について、国際的な会計基準との整合性を図る観点から、全て非流動区分として表示することが検討されています。

上記のほか、未実現損益の消去に係る税効果（繰延法 or 資産負債法）や法人税等に関する会計基準の設定等についての議論が行われていますが、これらの税効果関連の実務指針の移管作業については、今後の ASBJ の審議事項の状況に応じて、適宜ご紹介したいと考えています。

以上